

小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第34号

小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例等の一部を  
改正する条例

(小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年小牧市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条第3項第2号中「3日前」を「7日前」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用者は、前項第2号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

(小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年小牧市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条第3項第2号中「利用者が、」の次に「その利用日の7日前までに」を加え、同条に次の1項を加える。

4 利用者は、前項第2号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

(小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部改正)

第3条 小牧市立学校運動場照明施設使用料条例(平成8年小牧市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(使用料等の納付)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用者は、第4条第2号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、小牧市教育委員会の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

第4条第2号中「3日前」を「7日前」に改める。

(小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例の一部改正)

第4条 小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例（平成12年小牧市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第4項第3号中「3日前」を「7日前」に改め、同条に次の1項を加える。

5 利用者は、前項第3号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

（小牧市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 小牧市青年の家の設置及び管理に関する条例（令和3年小牧市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第3項第3号中「3日前」を「7日前」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用者は、前項第3号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

（小牧市創垂館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 小牧市創垂館の設置及び管理に関する条例（令和3年小牧市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第3項第3号中「3日前」を「7日前」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用者は、前項第3号に定める期限後に利用の変更又は取消しの申請をした場合において、指定管理者の許可を受けたときは、既に使用料を納付している場合を除き、当該利用の変更又は取消し前の使用料に相当する額を納付しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2 この条例の規定による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する利用の変更又は取消しに係る使用料等から適用し、同日前に申請した利用の変更又は取消しに係る使用料については、なお従前の例による。